

# くろしお博覧会記念基金運営委員会規程

## (趣 旨)

第1条 この規定は、くろしお博覧会記念基金出えん要綱第6条の規定に基づき、くろしお博覧会記念基金運営委員会（以下、「委員会」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

## (審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議を行うものとする。

- ① 地域経済活性化のための調査研究事業並びにイベントの開催及びその助成に関すること。
- ② 企業、団体又はグループが行う地場産業振興に寄与する調査研究事業への助成に関すること。
- ③ その他本県経済の活性化に資するための事業に関すること。

## (構成及び任期)

第3条 委員会は、委員10人以内で構成する。

- 2 委員の任期は2年度とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

## (会 議)

第4条 委員長は、会務を総括し、会議の議長となる。

- 2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議は非公開とする。

## (委 任)

第5条 この規定に定めるもののほか、この委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って委員長が別に定める。

## 附 則

この規定は、昭和60年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成29年6月7日から施行する。